

第 4 回 **団体用**文化・芸術・スポーツ分野助成基金（団体用）提出書類一覧

（注）提出書類の「写し」とは、PDF もしくは JPEG 画像ファイルを指します。以下同様。

【画像データの作り方】

- ①コンビニなどのコピー機で制作・保存できます。USBメモリーをご用意いただく必要があります。
 - ②スマホのスキャンアプリ、または写真アプリを使って作成したもので問題ありません。
- 但し、いずれの場合も鮮明なものに限ります。

（１）代表者の本人の顔写真入りの公的身分証明書の写し（PDF または JPEG ファイル）

公的身分証明書とは、以下の書類となります。

- （１）運転免許証（必ず両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能
- （２）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （３）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （４）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（必ず両面）※在留の資格が特別永住者のものに限る

※顔写真入りの公的身分証明書がない場合には、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 2 点の写しでも可

※パスポートの場合は、写真付きの面の写しに加えて、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 1 点の写しでも可

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものに限る

（２）決算関係書類等 ※国の持続化給付金の応募要領を参考にしてください。

◆法人の場合：

- ① 2019 年（令和元年）分の所得税の確定申告書第一表の控の写し（PDF または画像データ）
または、課税証明書（全項目証明）の写し、納税証明書（その 2 所得金額用）の写し（PDF または画像データ）

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。ただし、郵送や投函による申請の場合には収受印はなくても可

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること

- ② 法人事業概況説明書の控え（2 枚（両面））の写し（PDF または画像データ）
- ③ 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020（または 2021）年〇月と明確に記載されている）
※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする
※決まった売上台帳がない場合は直近 3 公演の収支表

- ④ 登記簿謄本（申請時の 3 カ月以内に発行されたもの）の写し（PDF または画像データ）

※申請期間が短期間なので直接法務局で申請していただくようにしてください。

◆**公益法人・NPO・社団法人・任意団体等の場合：**

- ① 2019 年度の決算書の写し（PDF または画像データ）
- ② 2019 年度の事業報告書の写し（PDF または画像データ）
- ③ 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020（または2021）年〇月と明確に記載されている）
※売上台帳、帳面その他の2020（または2021）年分の書類を添付してください。
※決まった売上台帳がない場合は直近3公演の収支表
- ④ 定款または寄附行為等の写し
※法人形態により定款がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を掲載してください。

◆**個人事業主の場合：**

- ① 2019 年分の収入を確認できる下記の書類の写し

▼青色申告の場合

- ① (a) 2019 年分の確定申告書第一表の控え（1枚）、及び (b) 所得税青色申告決算書の控え（2枚）

※確定申告書第一表の控には収受日付印が押されていること。ただし、郵送や投函による申請の場合には収受印はなくても可

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること

< (a) のみを提出する場合は下記を要確認 >

※ただし、青色申告を行っている者であって、①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、次項の白色申告を行っている者等と同様に、2019 年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020（または2021）年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の2020（または2021）年分の書類を添付してください。

※決まった売上台帳がない場合は直近3公演の収支表

▼白色申告の場合

- ①2019 年分の確定申告書第一表の控え（1枚）（PDF または画像データ）

※確定申告書第一表の控には収受日付印が押されていること。ただし、郵送や投函による申請の場合には収受印はなくても可

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること

○または令和2年度相当分「市区町村民税 都道府県民税 課税証明書」の写し（PDF または画像データ）※非課税証明書でも可。

○または、2019 年（令和元年）分の所得税の課税証明書（全項目証明）（PDF または画像データ）

※非課税証明書でも可

② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020（または2021）年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の2020（または2021）年分の書類を添付

※決まった売上台帳がない場合は直近3公演の収支表

（3）提出書類（次の①または②または③のいずれかを選択して提出）

① 文化・芸術・スポーツを主催する団体の場合：過去3年間（2017年（平成29年）1月から2019年（令和元年）12月）のうち最低でも各年60日以上または各年2件以上の公演等（展覧会・スポーツ大会・活動等を含む、以下同じ）以上（計6件）を主催していて、その資料を提出できる

※このことを証明できる資料とは、団体名が掲載されているチラシ、パンフレット、ホームページなど

② 開催・上演・スポーツのための会場などの施設の場合：過去3年間（2017年（平成29年）1月から2019年（令和元年）12月）のうち最低でも各年60日以上または各年4件以上の公演等（展覧会・スポーツ大会・活動等を含む、以下同じ）以上を開催・上演している（計12件）

※このことを証明できる資料とは、団体名が掲載されているチラシ、パンフレット、ホームページなど

③ 文化・芸術・スポーツ活動を専門として支援する団体の場合：過去3年間（2017年（平成29年）1月から2019年（令和元年）12月）のうち最低でも各年4件以上具体的に文化・芸術・スポーツ活動を専門として支援する事業・活動を実施していることを説明できる資料を提出できる（計12件）

※このことを証明できる資料とは、団体名が掲載されているチラシ、パンフレット、ホームページなど

④ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響及び感染症拡大防止策の影響で、2020年1月以降に主催または開催（会場貸し）あるいは支援する予定であった公演等で、中止または延期になった公演等が1つ以上あり、その資料を提出できる（1公演等分）

※このことを証明できる資料とは、団体名が掲載されているチラシ、パンフレット、ホームページなど（1公演等分）

※このことを証明するためのチラシ等に団体名の掲載がない場合には、発注者からもらった発注内容（発注者名、受注者名、連絡先、日程、劇場・会場、演目・展覧会・大会名）が書いてあるメールを添付するか、電話等での発注であった場合には、改めて発注予定であった内容（発注者名、受注者名、連絡先、日程、劇場・会場、演目・展覧会・大会名）を発注者から新規にメールを送ってもらい添付しても可（1公演等分）